

汚泥処分業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 令和8年度 病虫害防除技術センター汚泥処分業務委託
- 2 履行場所 沖縄県病虫害防除技術センター
- 3 履行期間 着手 令和8年4月2日
完了 令和9年3月31日
- 4 委託業務単価料 円／トン
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円／トン)
- 5 契約保証額 沖縄県財務規則第101条による。

上記の業務委託について、委託者 沖縄県 と受託者
とは次の条項によって委託契約を締結し、信義誠実にこれを履行するものとする。

この契約書の証として、本書2通を作り当事者押印の上、各1通を保有する。

令和8年 4月 日

委託者 住所 那覇市字真地123番地
名称 沖縄県病虫害防除技術センター
氏名 所長 伊禮 信 印

受託者 住所
名称
氏名 印

(総 則)

- 第1条 受託者(以下「乙」という。)は、別添仕様書及び関係法令に基づき頭書の委託業務料(以下「委託料」という。)をもって頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者(以下「甲」という。)と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(業務の内容等)

- 第2条 廃棄物処理法施行令第6条の2第4項により、甲乙が業務の内容等について互い確認したのは以下のとおりである。
- ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量
汚泥 1回平均約1.2~1.3トン(週2回)
- イ 委託する産業廃棄物の性状等
別紙「廃棄物データシート」のとおり
- ウ 本業務の内容
・汚泥の運搬先 :
・汚泥の処理方法 :
・処理施設の所在地 :
- エ 本業務に関連する乙が有する処理施設の能力
トン/日
- オ 事業の範囲
・産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可書のとおり

甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、協議のうえ定めることができるものとする。

(権利、業務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査報告)

- 第5条 甲は、必要と認めるときには、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

- 第6条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。
この場合において、委託業務料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。
その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第7条 委託業務の履行に際し第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償しなければならない。
ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合において、甲の負担とする。

(業務委託料の請求及び支払い)

- 第8条 乙は、一月の委託業務が完了し、かつ、甲の検査に合格したときは、当該月分に対する業務委託料を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第9条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により履行期間内又は、履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込みがないと、認められるとき。
- (3) 正当な事由なく委託業務に着手しないとき。
- (4) 第3条及び第4条の規定に違反したとき。
- (5) その他乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

キ 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除されたとき、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。

3 第1項の規定により本契約が解除されたとき、甲は乙の業務既済部分を検査確認した後、既済部分の業務量相当額を支払うものとする。

(その他契約解除)

第11条 甲は、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において乙が損害を受けたとき、甲はその損害を賠償しなければならない。

賠償額は、甲乙協議して決めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第12条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(未履行事項処理)

第13条 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、次の措置を講じなければならない。

ア 乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての搬出・処分業務を自から実行するか、もしくは甲の承諾を得た別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第8条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は委託業務履行に際して知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(契約事項・契約外事項についての疑義)

第16条 この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

廃棄物データシート

| | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | 廃棄物名称 | 汚 泥 | |
| 2 | 排出事業者 | 名 称 沖縄県病害虫防除技術センター 住 所 沖縄県那覇市真地123番地 | |
| 3 | 廃棄物の種類 | ◎産業廃棄物(汚泥) 特別管理産業廃棄物 | |
| 4 | 姿荷 | 車両 | |
| 5 | 廃棄物の安定性・反応性 | 1)有害特性 無 2)品質安定性 経年変化有 | |
| 6 | 廃棄物の物理的・化学的性状 | 形状:泥状 含水率約60~90% 色 茶色 臭い 有 | |
| 7 | 他の廃棄物との混合等により生ずる支障 | 無 | |
| 8 | 取り扱う際の注意事項 | 漏洩対策及び悪臭防止対策として汚泥運搬車の荷台をビニール等で覆うこと。 | |
| 9 | 特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む) | 特別注意事項(有・ <input checked="" type="radio"/> 無) | |

汚泥処分業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、病虫害防除技術センター汚泥処分業務委託についての仕様を定めることを目的とする。

(履行義務)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、汚泥が効率的に搬出処分できるよう本仕様書及び関係法令を遵守し、この業務を円滑に履行しなければならない。

(連絡及び指示)

第3条 乙は、本業務を履行するにあたっては、委託者（以下「甲」という。）へ緊密に連絡を行い、甲の指示に従わなければならない。

(搬出処分)

第4条 乙は、甲のケーキホッパーから排出される汚泥を毎週火曜日と金曜日の午後に回収するものとする。（1回排出量約2.0トン～0.5トン）

2 乙は、甲の指示に従って汚泥の搬出処理処分と臭気対策を速やかに行い、甲の廃水処理業務に支障を与えてはならない。

3 乙は、毎回（搬出のたび）の処分量を集約したマニフェストを甲に提出しなければならない。

(提出書類)

第5条 乙は、契約後速やかに次の書類を甲に提出するものとする。（入札時に提出している場合を除く）

ア 直近の産業廃棄物収集運搬業許可証(汚泥)の写し

イ 直近の産業廃棄物処分業許可証(汚泥)の写し。それを処分する施設についての直近の届出の写し。

(事務)

第6条 乙は請求書送付の際、マニフェスト用に切手貼付の返信封筒を同封すること。

(疑義)

第7条 この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。